

社会福祉法人 寿広福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年12月1日～令和6年11月30日までの5年間

2. 内容

目標：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

- 令和元年12月～ 諸制度に関するパンフレット作成のための情報収集・作成
- 令和2年 4月～ 作成したパンフレットの配布・説明・周知